

兵庫縣浄化槽指導要綱

施 行 昭和 60 年10月1日
一部改正 昭和 63 年4月1日
一部改正 平成 10 年3月1日
一部改正 平成 23 年 10 月3日
一部改正 平成 28 年2月 25 日

兵庫縣農政環境部環境管理局環境整備課
兵庫縣県土整備部住宅建築局建築指導課

目 次

	ページ
第1章 総則	
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 浄化槽の製造販売	2
4 設置	2
5 浄化槽の維持管理体制	5
第2章 構造及び工事	
第1節 構造	6
第2節 工事	14
第3章 保守点検及び清掃	
第1節 浄化槽使用者の遵法事項	15
第2節 浄化槽の保守点検	15
第3節 浄化槽の清掃	17
第4章 法定検査	
1 法定検査実施機関	18
2 法定検査の意義	18
3 法定検査の種類及び留意事項	18
4 検査員の責務	19
5 指定検査機関（兵庫県水質保全センター）の責務	19
第5章 浄化槽保守点検業者に関する事項	
1 法定検査に係る対応	20
2 浄化槽管理士の適正な保守点検業務	20
3 浄化槽保守点検業者の登録に関する講習	20
第6章 報告等に関する事項	
1 報告	20
2 公表	21

兵庫県浄化槽指導要綱

(平成 28 年 2 月 25 日一部改正)

第 1 章 総則

1 目的

この要綱は、浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号。以下「法」という。）、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年 3 月 27 日兵庫県条例第 11 号。以下「条例」という。）及びこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定め、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱に定める用語の定義は、法令に定める用語の意義と同じとするほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽
し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する合併処理浄化槽をいう。
なお、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）では、平成 12 年 4 月 1 日から、法では平成 13 年 4 月 1 日から、し尿のみを処理する単独処理浄化槽はみなし浄化槽として扱われることとなり、新設が禁止された。
- (2) 使用開始検査
法第 7 条第 1 項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査をいう。
- (3) 定期検査
法第 11 条第 1 項に規定する指定検査機関が行う水質に関する検査をいう。
- (4) 指定検査機関
法第 57 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県知事から指定（昭和 61 年 3 月 28 日付け兵庫県指令環第 686 号）を受けた一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「兵庫県水質保全センター」という。）をいう。
- (5) 指定確認検査機関
建築基準法第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は兵庫県知事が指定した機関をいう。自治体の建築主事に代わって、建築確認や検査を行う。
- (6) 浄化槽設置整備事業
国庫交付金制度を用いて、市町が浄化槽の設置を行う者に対して当該費用を助成する事業をいう。
- (7) 浄化槽市町村整備推進事業
国庫交付金制度を用いて、市町が設置主体となって浄化槽の整備を行う事業をいう。
- (8) 社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全国浄化槽団体連合会」という。）機能保証制度
全国浄化槽団体連合会が実施する 10 人槽以下の浄化槽の機能に異常があると判定され、原因者が特定されない場合に、正常化に必要な措置を講ずるための浄化槽機能保証制度をいう。
- (9) 兵庫県水質保全センター浄化槽保証制度
兵庫県水質保全センター会員が実施する 50 人槽以下の浄化槽の適正な施工や機能及び維持管理を確保するために兵庫県水質保全センターが実施する中間立会検査制度、工事保証制度及び水質保証制度を総称した浄化槽保証制度をいう。

